

平成 24 年 3 月 26 日

Q. 改正法施行日において二級建築士として建築士事務所に所属していた建築士が、平成 23 年に一級建築士に合格した。この場合であっても、二級建築士定期講習を平成 24 年 3 月 31 までに受講しなければならないか。

A. 一級建築士試験に合格してもそれだけでは二級建築士としての受講義務はなくなりませんので、平成 24 年 3 月 31 日までに、二級建築士定期講習を受講しなければなりません。なお、一級建築士試験に合格しその後一級建築士として登録し、一級建築士定期講習を受講すれば二級建築士定期講習を受けたものとみなされます。